

「青森県・三沢市」連携融資制度

三沢市では、青森県が実施する特別保証融資制度の利用者を対象に信用保証料の補給を行います。

◆1. 三沢市内で創業する方

| | |
|-------|---|
| ◎対象資金 | 青森県「選ばれる青森」への挑戦資金のうちの「創業する事業」 |
| ◎対象者 | 中小企業者として、新たに事業を開始しようとする方、又は事業を開始して5年に満たない方で、次のいずれにも該当する方。 ① 個人にあつては、三沢市内に住民登録がある方、法人にあつては市内に法人登記をした事業者。 ② 市税等の滞納がない方。 |
| ◎融資額 | 1,000万円以内 |
| ◎融資期間 | 7年以内（据置き1年以内） |
| ◎補給内容 | 県による信用保証料の30%補給後の信用保証料を全額補給 |

◆2. 空き店舗で開業する方

| | |
|-------|--|
| ◎対象資金 | 青森県「選ばれる青森」への挑戦資金のうちの「空き店舗活用チャレンジ融資」 |
| ◎対象者 | 市内の商店街等の空き店舗において開業する中小企業者で、かつ、地域商店街等活性化への取り組みとして市の認定を受けた方で、次のいずれにも該当する方。 ① 個人にあつては、三沢市内に住民登録がある方、法人にあつては市内に法人登記をした事業者。 ② 市税等の滞納がない方。 |
| ◎融資額 | 1,000万円以内 |
| ◎融資期間 | 7年以内（据置き1年以内） |
| ◎補給内容 | 信用保証料を全額補給 |

◆3. 売上等の減少により経営の安定に支障が生じている方

| | |
|-------|---|
| ◎対象資金 | 青森県経営安定化サポート資金のうちの「災害枠」（県指定） |
| ◎対象者 | 新型コロナウイルス感染症の影響で売上等の減少により経営の安定に支障を生じている中小企業者で、次のいずれにも該当する方。 ① 個人にあつては、三沢市内に住民登録がある方、法人にあつては市内に法人登記をした事業者。 ② セーフティネット保証4号、セーフティネット保証5号のいずれかを適用した方。 |
| ◎融資額 | 1,000万円以内 |
| ◎融資期間 | 7年以内（据置き1年以内） |
| ◎補給内容 | 県による信用保証料の30%補給後の信用保証料を全額補給 |

<お問い合わせ先>

- 信用保証料補給に関する事 … 三沢市産業観光課（産業支援係） 電話 0176-53-5111（内線 281）
- 青森県特別保証融資制度に関する事 … 青森県商工政策課 電話 017-734-9368

<連携融資制度に関するQ&A>

1. 「融資額」及び「融資期間」について

Q1. 融資希望額が1000万円を超える場合でも、この制度を利用することはできますか？

A1. 利用できません。信用保証料の補給対象となる融資は「融資額1000万円以内かつ融資期間7年以内（うち据置期間1年以内）」に限られます。

ただし、例えば、融資額1500万円（融資期間7年）を希望する場合に、信用保証料の補給対象となる1000万円の融資と補給対象外の500万円の融資の2口に分けることで、当該1000万円の融資について信用保証料の全額補給を受けることは可能です。

Q2. 融資期間が7年を超える場合でも対象になりますか？

A2. 対象となりません。信用保証料の補給対象となる融資は「融資額1000万円以内かつ融資期間7年以内（うち据置期間1年以内）」に限られます。

2. 「市外の事業所の事業資金」について

Q3. 三沢市内に法人登記（個人の場合は住民登録）がありますが、市外の事業所の事業資金に対する融資については対象になりますか？

A3. 市外の事業所に係る事業資金も対象になります。

3. 連携融資制度の「利用手続き」について

Q4. 連携融資制度を利用するための手続きを教えてください。

A4. 青森県特別保証融資制度の取扱金融機関（※）の融資担当窓口へお申込みください。

なお、お申し込みの際には、青森県特別保証融資制度の申込書類に加え、信用保証料等の補給対象者であることを確認できる書類（市税の納付を証明する書類や法人の登記事項証明書など）を併せてご提出ください。

（※）青森県特別保証融資制度の取扱金融機関（順不同）

青森銀行、みちのく銀行、岩手銀行、東北銀行、七十七銀行、秋田銀行、北日本銀行、みずほ銀行、青い森信用金庫、東奥信用金庫、青森県信用組合、あすか信用組合、商工組合中央金庫、東日本信用漁業協同組合連合会